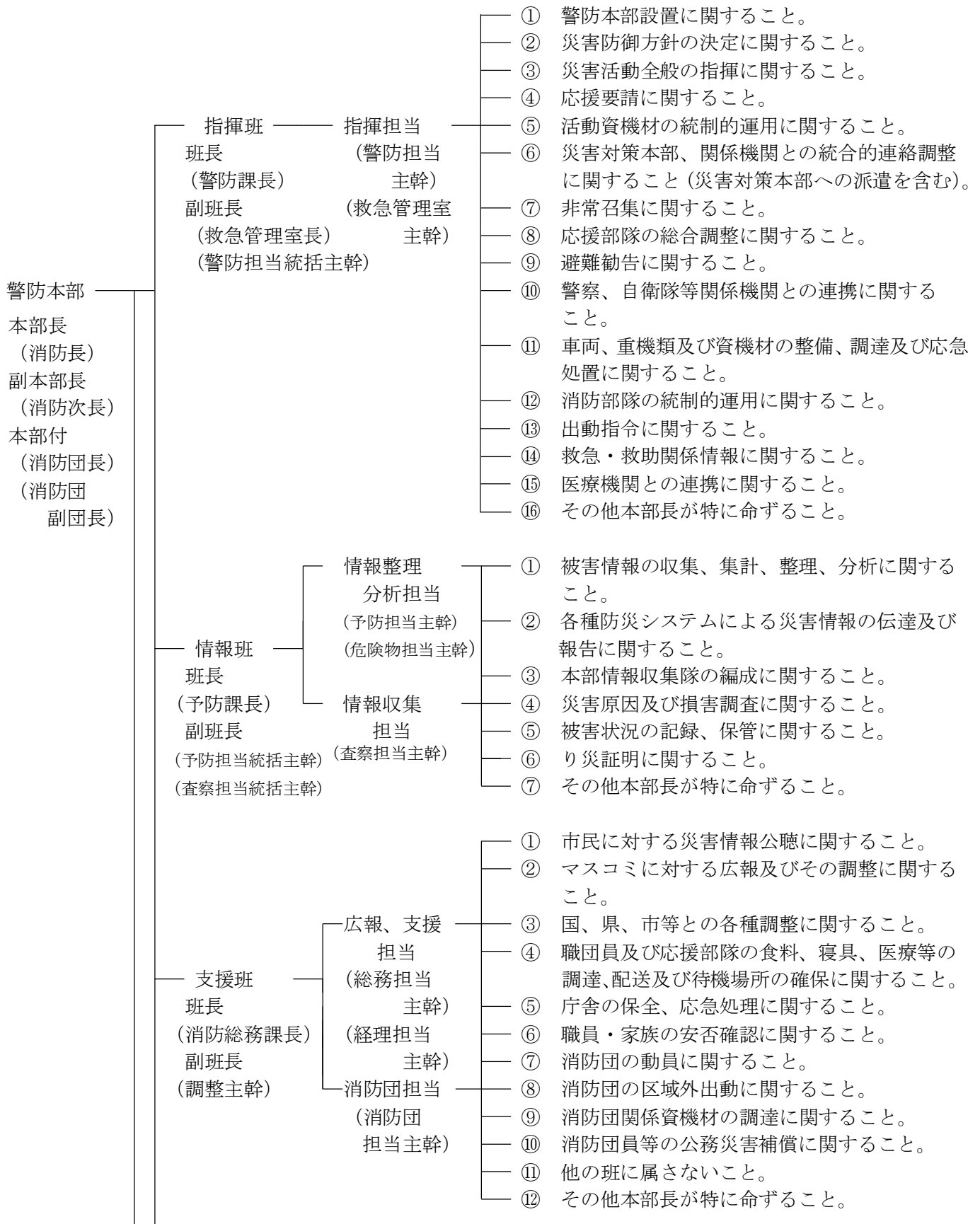
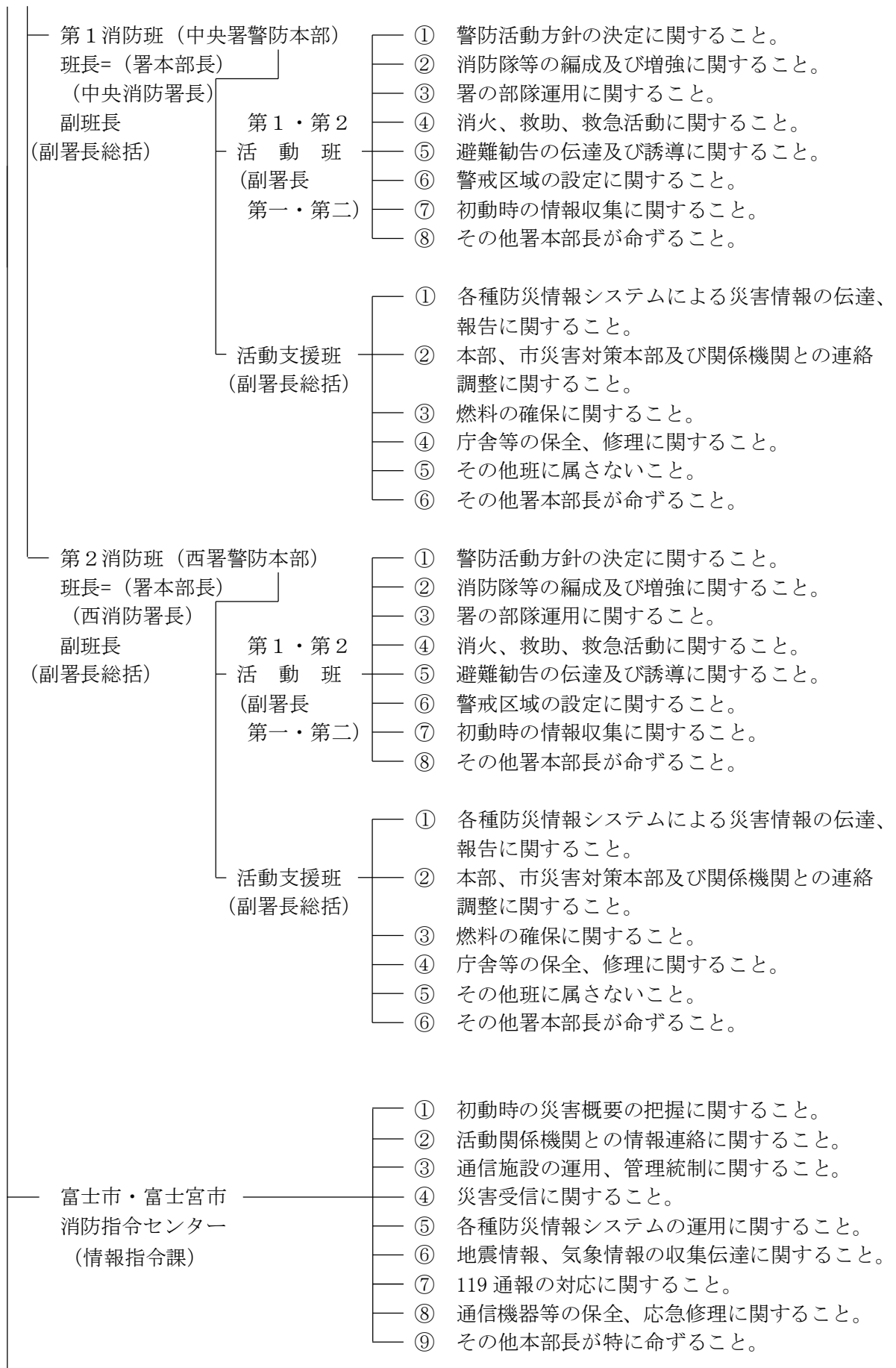
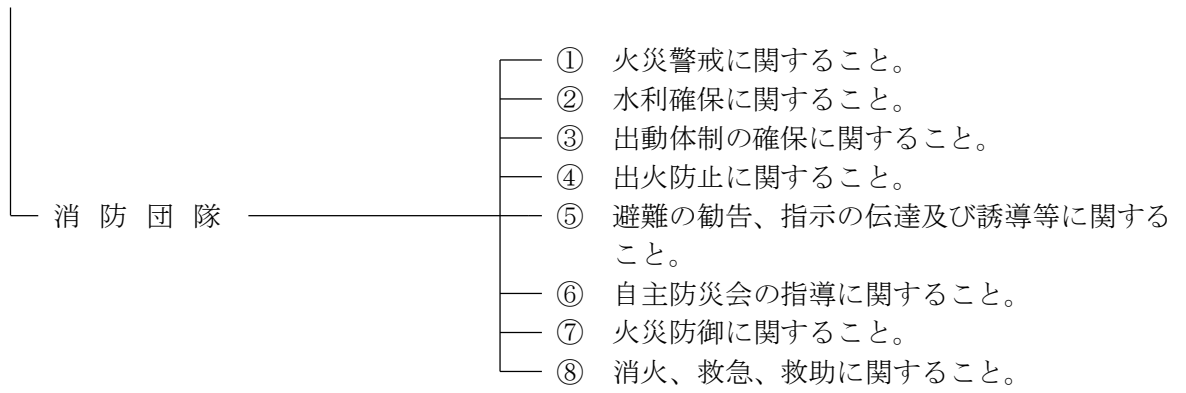


9. 消防

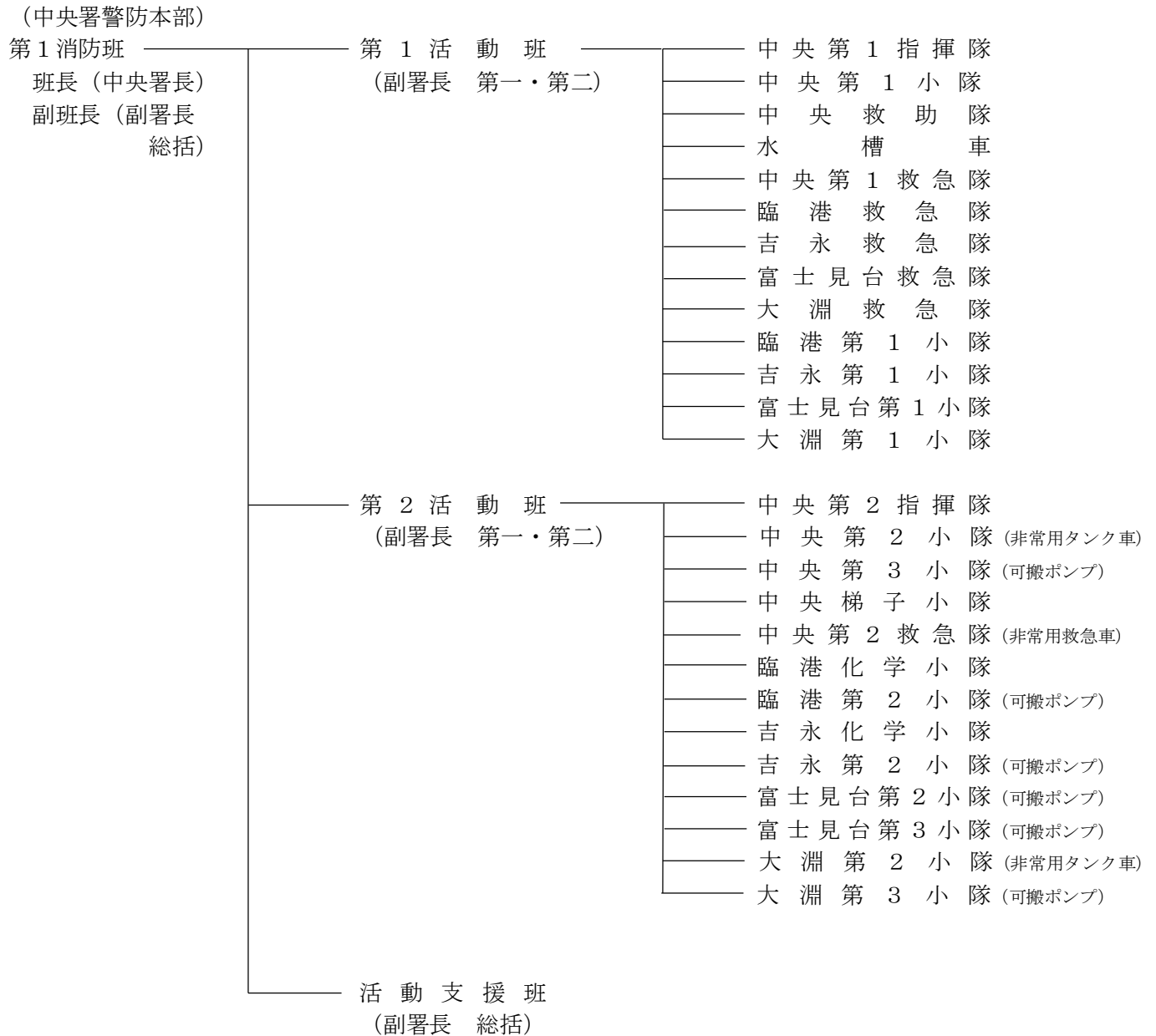
警防本部の組織及び任務分担

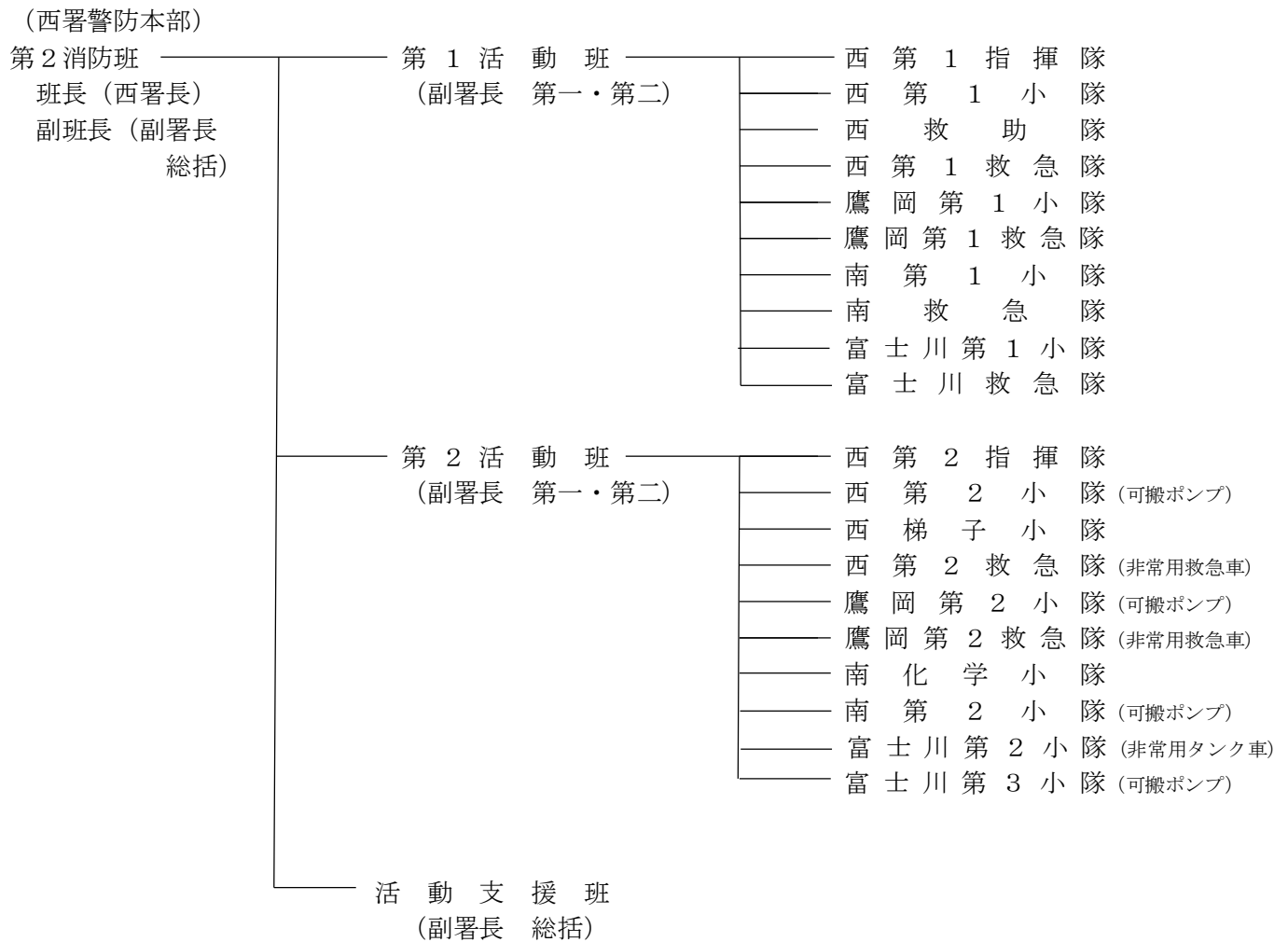






消 防 班 の 編 成





消 防 団 隊 の 編 成

編成

指 揮 隊

(指揮隊長 指名副団長) 指揮隊付 (団本部付分団長)

第 1 方面隊

(隊長 第 1 方面隊長)

連 絡 班

第 1 分 団 隊

第 2 分 団 隊

第 3 分 団 隊

第 2 5 分 団 隊

連絡員 方面隊長伝令

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

第 1 ポンプ車隊、第 1 可搬ポンプ隊

第 2 ポンプ車隊、第 2 可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

第 2 方面隊

(隊長 第 2 方面隊長)

連 絡 班

第 4 分 団 隊

第 5 分 団 隊

第 6 分 団 隊

第 7 分 団 隊

第 1 2 分 団 隊

連絡員 方面隊長伝令

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

第 3 方面隊

(隊長 第 3 方面隊長)

連 絡 班

第 8 分 団 隊

第 9 分 団 隊

第 1 0 分 団 隊

第 1 1 分 団 隊

連絡員 方面隊長伝令

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

第 4 方面隊

(隊長 第 4 方面隊長)

連 絡 班

第 1 3 分 団 隊

第 1 4 分 団 隊

第 1 5 分 団 隊

第 1 9 分 団 隊

第 2 0 分 団 隊

連絡員 方面隊長伝令

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

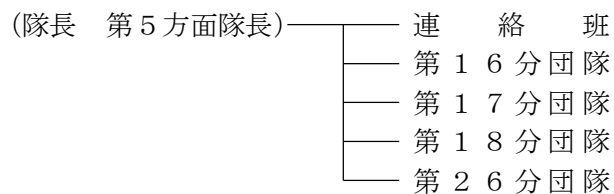
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

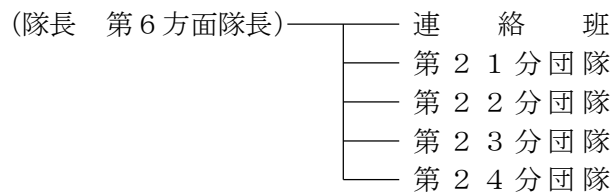
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

第 5 方面 隊



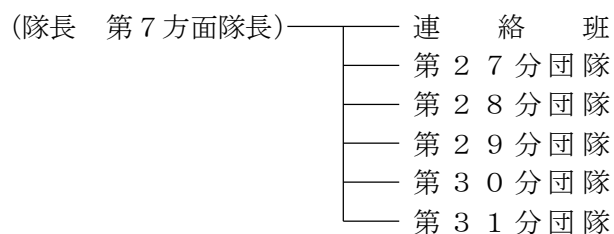
連絡員 方面隊長伝令
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

第 6 方面 隊



連絡員 方面隊長伝令
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

第 7 方面 隊



連絡員 方面隊長伝令
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

自 衛 消 防 隊 編 成 状 況

No.	事業所名	所在地	電話番号	備 考
1	静岡ガス(株)幹線・送出管理センター	蓼原 1146-1	51-9220	可搬ポンプ
2	ジヤトコ(株)	吉原宝町 1-1	57-2445	
3	ユニプレス(株)	青葉町 19-1	62-5020	可搬ポンプ
4	王子マテリア(株)富士工場	平垣 300	60-2200	消防車
5	日本キャリア(株)富士事業所	蓼原 336	62-5521	
6	田子の浦埠頭(株)	鈴川西町 21-3 (防災センター)	33-3110	消防車・可搬ポンプ
7	日本製紙(株)富士工場 (吉永)	比奈 798	57-3345	可搬ポンプ
8	日本製紙(株)富士工場 (富士)	蓼原 600	62-7210	消防車
9	ポリプラスチック(株)富士工場	宮島 973	61-4964	〃
10	旭化成(株)富士支社	鮫島 2-1	62-2111	〃
11	大興製紙(株)	上横割 10	61-2500	可搬ポンプ
12	(株)山恭製紙所	川成島 213	61-0221	〃
13	小野製紙(株)	原田 344	52-0282	〃
14	(株)K a s u g a	比奈 760-1	34-1000	〃
15	(株)小林製作所	水戸島 2-1-1	61-2400	〃
16	五條製紙(株)	原田 451-1	57-1111	〃
17	三菱製紙(株)富士工場	新橋町 7-1	52-4075	〃
18	(株)伊藤工業	今泉 511-2	52-4023	〃
19	大二製紙(株)	今泉 2-10-2	52-4142	〃
20	日本ファイルコン(株)静岡工場	厚原 1780	71-1311	〃
21	北越東洋ファイバー(株) 静岡工場富士工務部	久沢 1-1-1	71-1411	〃
22	日本製紙パピリア(株)原田工場	原田 506	52-4060	〃
23	ニチハ富士テック(株)	久沢 145-1	71-2930	〃
24	荒川化学工業(株)富士工場	厚原 366-1	71-1201	〃
25	紺屋製紙(株)	伝法 3199	52-1114	〃
26	(株)斉藤商会	鈴川本町 9-1	33-0650	〃
27	パーパス(株)	西柏原新田 201	32-0545	〃
28	(株)長谷川鉄工所	松岡 307	61-2270	〃
29	富士化工(株)	前田 90	61-1370	〃
30	丸井製紙(株)	久沢 37	71-2320	〃
31	双葉製紙(株)	中里 194-1	34-0044	〃
32	富士共和製紙(株)	久沢 1-1-2	71-1400	〃
33	岳南有機(株)	伝法 1275-1	52-4195	〃
34	高野製紙工業(株)	弥生新田 10-4	51-0567	〃
35	クミアイ化学工業(株)静岡工場	中之郷 1800	81-1288	〃
36	エリエールペーパー(株)原田工場	原田 60-1	51-1161	〃
37	大日製紙(株)新橋工場	新橋町 9-1	51-2513	〃
38	日本製紙クレシア(株)興陽工場	比奈 450	34-0820	〃
39	ミツオキエンジニアリング(株)	鷹岡本町 4-20	71-1510	〃
40	(株)A D E K A 富士工場	富士岡 580	34-1030	可搬ポンプ

No.	事業所名	所在地	電話番号	備 考
41	トーヨーカラー(株)富士製造所	天間 400	71-1221	〃
42	J F E 商事コイルセンター(株)静岡事業所	大淵 2466-1	35-0417	〃
43	エリエールペーパー(株)久沢事業所	久沢 237	71-1012	〃
44	松菱製紙(株)	久沢 145	71-6397	〃
45	ミツホ製紙(株)	今泉 2-12-2	52-0429	〃
46	日医工(株)静岡工場	中河原 88	52-3680	〃
47	ビヨンズ(株)	大淵 2429-3	35-0345	〃
48	(株)吉野鉄工所	天間 280-8	71-3480	〃
49	林製紙(株)	比奈 626	34-1441	〃
50	(株)サンフジ	久沢 1146-2	71-2140	〃
51	富士里和製紙(株)	鷹岡本町 4-19	71-3005	〃
52	小野製紙(株)原田加工所	原田 66-13	51-8288	〃
53	(株)大昭和加工紙業本社今泉工場	今泉 3-16-13	52-5488	〃
54	大昭和紙工産業(株)吉原工場	依田橋 61-1	33-0565	〃
55	富士川紙業(株)	松岡 1745	61-0346	〃
56	富国紙業(株)	原田 70-2	52-3008	〃
57	こるどん(株)	神谷 819	38-2311	〃
58	(株)丸石製作所	松岡 267-1	61-1200	〃
59	白石工業(株)不二工場	中之郷 1212	81-1212	〃
60	花王製紙富士(株)	南松野 2329	85-2630	〃
61	(株)丸十鉄工所	中之郷 301	81-1260	〃
62	(株)ノダ富士川事業所	中之郷 648-1	81-1031	〃

消 防 団 配 置 状 況

分 団 名	所 在 地	指 導 定 数	ポンプ自動車数	可搬ポンプ数
本 部	富士市永田町1丁目100番地	30	1 (指揮車)	2
1	〃 御幸町13-24	30	1	2
2	〃 津田町149-1	30	1	2
3	〃 伝法1601-1	40	1	2
	〃 吉原5丁目1-20		1	1
4	〃 今泉2丁目9-30	30	1	2
5	〃 今泉7丁目1-12	30	1	2
6	〃 さんどまき140	45	1	2
7	〃 原田484-5	40	1	2
8	〃 比奈167-1	40	1	2
9	〃 中里642-3	45	1	2
10	〃 今井3丁目3-12	40	1	2
11	〃 鵜無ヶ淵228-13	45	1	2
12	〃 大淵3010-19	45	1	2
13	〃 本市場297-4	30	1	2
14	〃 本市場440-9	30	1	2
15	〃 本市場新田144-6	30	1	2
16	〃 十兵衛271-3	30	1	2
17	〃 中丸427-1	30	1	2
18	〃 鮫島452-6	30	1	2
19	〃 松岡492-23	30	1	2
20	〃 岩本43-12	30	1	2
21	〃 鷹岡本町2-22	30	1	2
22	〃 厚原686-4	30	1	2
23	〃 久沢732-2	30	1	2
24	〃 天間1104-1	30	1	2
25	〃 石坂442-25	30	1	2
26	〃 森下81-1	30	1	2
27	〃 中之郷856-55	24	1	2
28	〃 岩淵421-2	24	1	2
29	〃 木島284-1	24	1	2
30	〃 南松野1845-1	24	1	2
31	〃 北松野1234-1	24	1	2

危険物施設一覽表

類別		製造所等	合計	製造所	貯蔵所							取扱所						
					小計	屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	一般取扱所	移送取扱所
危険物施設設置数	合計		1259	24	857	221	296	49	92		176	23	378	163	2	2	209	2
	単独	第1類	2		1	1							1				1	
		第2類	3		1	1							2				2	
		第3類	1		1	1												
		第4類	1194	16	817	204	284	49	92		165	23	361	163	2	2	192	2
		第5類	4		4	4												
		第6類	31		24	1	12				11		7				7	
	混在		24	8	9	9							7				7	

都市ガス供給状況

名 称	供 給 区 域	メーター取付件数	使 用 中 戸 数
静岡ガス(株)富士支社 52-2260	富 士 市	33,156	29,905
	富 士 宮 市	9,948	9,094
	計	43,104	38,999

高圧ガス製造事業所数

区 分	事 業 所 数
高圧ガス製造事業所（一般高圧ガス・第1種製造者）	24
高圧ガス製造事業所（液化石油ガス・第1種製造者）	11

火災の予防対策

地震により発生する火災は、同時多発が予想されるので、未然に火災を予防し、被害を軽減するため、住民、関係事業所、関係団体の理解と協力を求めるとともに、消防機関は平常時の火災予防及び南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）が発表された際の出火防止指導を行う。

1 一般家庭

(1) 燃焼器具

ア 石油ストーブ — 対震自動消火装置付を使用する。

イ L P ガス — ボンベの転倒防止策を図り、不使用時はボンベのバルブを閉止する。

また、技術開発とあいまって、ボンベの直近において緊急遮断ができる装置の取付を促進する。

ウ 都市ガス — 不使用時は、屋外のガス元栓の閉止を励行する。

エ 石油バーナー — 不使用時は、石油タンクの閉止のほか、タンクの転倒防止対策を図る。

(2) 出火危険のある、缶入灯油、石油ベンジン（かい炉用）、エアゾール缶、卓上コンロ用ボンベ、アルコール瓶（燃料用）、予備ガソリン、又は、農薬等については、転落、転倒による出火防止措置を図る。

2 工場・事業所

(1) 燃焼器具

生産用、暖房用、厨房用等の石油、ガスボイラー等の元バルブを閉止し、又は、感震器と連動して石油・ガス等の流出防止対策を図る。

(2) 出火危険物件の整備と管理

ア 少量危険物等 — 実験室等における試薬類、塗料類及び燃料用液体等の置場、保管の状況を再検討し、安全性を確保する。

イ 浸水等による発熱物品 — 津波等の浸水により発熱するナトリウム、カリウム、金属粉、カーバイト、りん化石灰、生石灰、硝安、濃硫酸、濃硝酸等は、置場、保管の状況を検討し安全対策を図る。

ウ 落下等の衝撃により発熱する物品 — 塩素ナトリウム、過塩素ナトリウム（除草剤）等の置場、保管の状況を検討し安全対策を図る。

エ 建物等の倒壊により爆発する物品 — 建物等の倒壊により粉じん爆発等の危険のある硫黄粉、石灰粉、その他可燃性の粉体の置場、保管の状況を検討し安全対策を図る。

オ 高圧ガス等の容器 — アセチレン、水素、その他可燃性高圧ガス充てん容器及び酸素充てん容器等の置場、保管の状況を検討し、安全対策を図る。

カ 地震動により発熱する物件 — 蓄電設備、高圧変電設備等の置場、管理状況を検討し安全対策を図る。

(3) その他燃焼させ又は、消火等の防災活動の支障となる物件の管理

ア 原材料、製品等の転落防止措置を図る。

イ 機械装置等の転倒、移動等の防止措置を図る。

3 消防法に定める危険物製造所等

(1) 製造所及び一般取扱所

ア 元バルブ遮断 — 原材料、製品タンク等の元バルブは、緊急時に閉止する措置を講じ、配管の継手部等における耐震性も検討し安全対策を図る。

イ 高所タンク — 高所に設置されているサービスタンク等については、転倒・落下防止を図る。

ウ 製品等の整理 — 製品入りの鋼製ドラム、石油缶等は、転倒、転落の防止を図り、危険物が流出したときも、排水口等外部へ流出しない対策を図る。

(2) 屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所

ア 元バルブの遮断 — タンクの元バルブは、緊急時に閉止する措置を図り、地震時の液体スロッシングによる溢流の防止対策を講ずる。

イ 屋外タンク — 屋外タンク貯蔵所にあつては、防油堤の構造基準（昭和52年11月14日付消防危第162号）に適合させ、危険物の外部流出防止を図る。

(3) 屋内貯蔵所及び販売取扱所

容器入り危険物の管理を徹底し、特に棚上、ガラス製容器に収納された危険物については、転落・転倒・破損防止を図る。

(4) 屋外貯蔵所

鋼製ドラム、石油缶入危険物の転落・転倒防止措置を図る。

(5) 給油取扱所及び地下タンク貯蔵所

地盤面以上にあるオイル缶等の、少量危険物の安全を確保するとともに、懸垂式給油設備の地上配管部等のガソリン等は、地下タンクに戻す事が可能な場合、速やかに戻すこと。

(6) 移動タンク貯蔵所

ア 平常時対策 — 移動タンク貯蔵所は、平常時においても、車輛等の安全装置の機能作動、付属装置の損傷防止、オイル缶等の転倒防止、危険物流出防止の対策を図る。

イ 臨時情報発表時 — 臨時情報発表時のときは、状況により車輛の移動、移動タンクのバルブ類の点検及び車輛の暴走等の防止を図る。

荷上作業等 — 荷上げ作業中は、中止等の措置をとるとともに、建物及び工作物等からさけて車輛の安全を図る。

移送中 — 移送中のときは、状況により常置場所に移動する等のほか、交通規制に従い安全措置を図る。

(7) 移送取扱所

- ア 平常時対策 ― 常に機能作動、付属装置等の損傷防止と危険物漏洩等の防止対策を図る。
- イ 臨時情報発表時 ― 荷上げ作業中は、中止の措置をとるとともに危険物の漏洩、流出防止対策を図る。

(8) そ の 他

静岡県危険物安全協会連合会の発行した、危険物製造所等の地震対策指針に基づく指導を実施する。

4 高圧ガス（プロパンガスを含む）を取扱う事業所

(1) 高圧ガスを貯蔵する事業所

高圧ガス等を貯蔵する事業所にあつては、主要設備及び付帯設備の耐震性を検討し安全対策を図る。

(2) 可燃性水素、アンモニア、プロパンガス等の貯そう

可燃性ガス等の貯そうにあつては、周辺の火災から保護するため、防火用水等設備の可動及び水量の確保についての措置を講ずる。

(3) 高圧ガス貯そう

高圧ガス貯そうにあつては、緊急遮断バルブの設置、更に感震器との連動設備等の対策を図る。

(4) 高圧ガス及び毒物、劇物の運搬車輛

高圧ガス等を運搬する車輛等については、前項 3 の(6)の移動タンク貯蔵所に準じた対策を図る。

5 ガス事業法に定めるガス事業を行う事業所

都市ガスの原料タンク等については、前項 3 の危険物製造所等における対策及び 4 の高圧ガスを取扱う事業所の対策に準じる。

(1) 原料貯そう及びガスホルダー等

原料貯そう及びガスホルダー等は、迅速かつ確実に出入管を遮断できる装置を設け、また、主要供給ガス管内のガスを安全に緊急放散できる装置を設けるよう努める。

(2) 製造、供給設備

製造、供給設備等の重要設備については、定期的に点検し異常の早期発見に努めるとともに、必要に応じ補強等の対策を講ずる。

(3) 高層建築物等への対策

高層建築物等を対象とし、配管状況の点検及び耐震性の向上に努める。

(4) 導管網のブロック化

無被害地域への供給を確保し、かつ被害地域の早期復旧を図るため、導管網のブロック化を図る。

(5) 広 報

同時通報用無線、コミュニティFM放送等を活用して、需要家等住民へ情報の提供を図る。

(6) 簡易ガス事業における対策

プロパンガス容器集合装置にも、バルブ、又は、緊急遮断装置を設けるよう努める。また、集団供給設備については、次により措置する。

ア プロパンガスボンベを専用室に収納して、家庭等に供給する設備については、関係者以外の立入りを禁じ、又は、入口に施錠する等の対策を図る。

イ ガス供給管が破損したとき、直ちにバルブを閉止できる体制を講ずる。

6 消防機関の指導事項

(1) 地震防災応急計画の作成指導

地震防災応急計画の作成、変更、臨時情報発表時における計画の実施等について指導する。

特に出火危険並びに不特定多数の者の出入する人命危険のある事業所等については警戒宣言の発令時に地震防災応急対策の実施状況を報告させるほか、出火防止対策を指導する。

(2) 地震防災応急計画策定義務者以外の事業所の指導

地震防災応急計画策定義務者以外の事業所等についても、前項に準じた計画を作成して火災の予防、被害の軽減対策を指導する。

(3) 家庭等における火災予防指導

地震発生時における火災予防について、特に石油ストーブ、ガス器具等出火危険のあるものの取扱いについて指導する。

(4) 指定可燃物等の火災予防指導

指定可燃物等については、本市火災予防条例に基づき措置するほか、地震時に予想される火災の予防等について指導する。

(5) 防火協会等の協力

危険物施設及び不特定多数の者の出入する施設並びにその他各事業所等については、防火協会の協力を求めて、火災予防及び安全対策の周知徹底を図る。

(6) 避難地周辺等の安全対策

広域避難地及び幹線避難路に近接する危険物施設については、避難者等の安全を確保するため、特に耐震性を検討し危険物の外部への流出防止等の安全措置を図る。

(7) プロパンガス消費設備の安全指導

ア ボンベの転倒防止対策

イ 地震時には配管等の切損のおそれがあるので、使用時以外は容器バルブの閉止の励行

ウ ボンベ直近に緊急遮断の可能な装置の設置

火 災 の 予 防 対 策

地震により発生する火災は、同時多発が予想されるので、未然に火災を予防し、被害を軽減するため、住民、関係事業所、関係団体の理解と協力を求めるとともに、消防機関は平常時の火災予防及び警戒宣言発令時の出火防止指導を行う。

1 一 般 家 庭

(1) 燃 焼 器 具

ア 石油ストーブ — 対震自動消火装置付を使用する。

イ L P ガ ス — ボンベの転倒防止策を図り、不使用時はボンベのバルブを閉止する。

また、技術開発とあいまって、ボンベの直近において緊急遮断ができる装置の取付を促進する。

ウ 都 市 ガ ス — 不使用時は、屋外のガス元栓の閉止を励行する。

エ 石油バーナー — 不使用時は、石油タンクの閉止のほか、タンクの転倒防止対策を図る。

(2) 出火危険のある、缶入灯油、石油ベンジン（かい炉用）、エアゾール缶、卓上コンロ用ボンベ、アルコール瓶（燃料用）、予備ガソリン、又は、農薬等については、転落、転倒による 出火防止措置を図る。

2 工 場 ・ 事 業 所

(1) 燃 焼 器 具

生産用、暖房用、厨房用等の石油、ガスボイラー等の元バルブを閉止し、又は、感震器と連動して石油・ガス等の流出防止対策を図る。

(2) 出火危険物件の整備と管理

ア 少 量 危 険 物 等 — 実験室等における試薬類、塗料類及び燃料用液体等の置場、保管の状況を再検討し、安全性を確保する。

イ 浸 水 等 に よ る 発 熱 物 品 — 津波等の浸水により発熱するナトリウム、カリウム、金属粉、カーバイト、りん化石灰、生石灰、硝安、濃硫酸、濃硝酸等は、置場、保管の状況を検討し安全対策を図る。

ウ 落下等の衝撃により発熱する物品 — 塩素ナトリウム、過塩素ナトリウム（除草剤）等の置場、保管の状況を検討し安全対策を図る。

エ 建物等の倒壊により爆発する物品 — 建物等の倒壊により粉じん爆発等の危険のある硫黄粉、石灰粉、その他可燃性の粉体の置場、保管の状況を検討し安全対策を図る。

オ 高 圧 ガ ス 等 の 容 器 — アセチレン、水素、その他可燃性高圧ガス充てん容器及び酸素充てん容器等の置場、保管の状況を検討し、安全対策を図る。

カ 地震動により発熱する物件 — 蓄電設備、高圧変電設備等の置場、管理状況を検討し安全対策を図る。

(3) その他燃焼させ又は、消火等の防災活動の支障となる物件の管理

ア 原材料、製品等の転落防止措置を図る。

イ 機械装置等の転倒、移動等の防止措置を図る。

3 消防法に定める危険物製造所等

(1) 製造所及び一般取扱所

ア 元バルブ遮断 — 原材料、製品タンク等の元バルブは、緊急時に閉止する措置を講じ、配管の継手部等における耐震性も検討し安全対策を図る。

イ 高 所 タ ン ク — 高所に設置されているサービスタンク等については、転倒・落下防止を図る。

ウ 製品等の整理 — 製品入りの鋼製ドラム、石油缶等は、転倒、転落の防止を図り、危険物が流出したときも、排水口等外部へ流出しない対策を図る。

(2) 屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所

ア 元バルブの遮断 — タンクの元バルブは、緊急時に閉止する措置を図り、地震時の液体スロッシングによる溢流の防止対策を講ずる。

イ 屋 外 タ ン ク — 屋外タンク貯蔵所にあつては、防油堤の構造基準（昭和52年11月14日付消防危第162号）に適合させ、危険物の外部流出防止を図る。

(3) 屋内貯蔵所及び販売取扱所

容器入り危険物の管理を徹底し、特に棚上、ガラス製容器に収納された危険物については、転落・転倒・破損防止を図る。

(4) 屋外貯蔵所

鋼製ドラム、石油缶入危険物の転落・転倒防止措置を図る。

(5) 給油取扱所及び地下タンク貯蔵所

地盤面以上にあるオイル缶等の、少量危険物の安全を確保するとともに、懸垂式給油設備の地上配管部等のガソリン等は、地下タンクに戻す事が可能な場合、速やかに戻すこと。

(6) 移動タンク貯蔵所

ア 平 常 時 対 策 — 移動タンク貯蔵所は、平常時においても、車輛等の安全装置の機能作動、付属装置の損傷防止、オイル缶等の転倒防止、危険物流出防止の対策を図る。

イ 警戒宣言発令時 — 警戒宣言発令時のときは、状況により車輛の移動、移動タンクのバルブ類の点検及び車輛の暴走等の防止を図る。

荷上作業等 — 荷上げ作業中は、中止等の措置をとるとともに、建物及び工作物等からさけて車輛の安全を図る。

移 送 中 — 移送中のときは、状況により常置場所に移動する等のほか、交通規制に従い安全措置を図る。

(7) 移送取扱所

- ア 平常時対策 ― 常に機能作動、付属装置等の損傷防止と危険物漏洩等の防止対策を図る。
- イ 警戒宣言発令時 ― 荷上げ作業中は、中止の措置をとるとともに危険物の漏洩、流出防止対策を図る。

(8) そ の 他

静岡県危険物安全協会連合会の発行した、危険物製造所等の地震対策指針に基づく指導を実施する。

4 高圧ガス（プロパンガスを含む）を取扱う事業所

(1) 高圧ガスを貯蔵する事業所

高圧ガス等を貯蔵する事業所にあつては、主要設備及び付帯設備の耐震性を検討し安全対策を図る。

(2) 可燃性水素、アンモニア、プロパンガス等の貯そう

可燃性ガス等の貯そうにあつては、周辺の火災から保護するため、防火用水等設備の可動及び水量の確保についての措置を講ずる。

(3) 高圧ガス貯そう

高圧ガス貯そうにあつては、緊急遮断バルブの設置、更に感震器との連動設備等の対策を図る。

(4) 高圧ガス及び毒物、劇物の運搬車輛

高圧ガス等を運搬する車輛等については、前項 3 の(6)の移動タンク貯蔵所に準じた対策を図る。

5 ガス事業法に定めるガス事業を行う事業所

都市ガスの原料タンク等については、前項 3 の危険物製造所等における対策及び 4 の高圧ガスを取扱う事業所の対策に準じる。

(1) 原料貯そう及びガスホルダー等

原料貯そう及びガスホルダー等は、迅速かつ確実に出入管を遮断できる装置を設け、また、主要供給ガス管内のガスを安全に緊急放散できる装置を設けるよう努める。

(2) 製造、供給設備

製造、供給設備等の重要設備については、定期的に点検し異常の早期発見に努めるとともに、必要に応じ補強等の対策を講ずる。

(3) 高層建築物等への対策

高層建築物等を対象とし、配管状況の点検及び耐震性の向上に努める。

(4) 導管網のブロック化

無被害地域への供給を確保し、かつ被害地域の早期復旧を図るため、導管網のブロック化を図る。

(5) 広 報

広報車等を活用して、需要家等住民へ情報の提供を図る。

(6) 簡易ガス事業における対策

プロパンガス容器集合装置にも、バルブ、又は、緊急遮断装置を設けるよう努める。また、集団供給設備については、次により措置する。

ア プロパンガスボンベを専用室に収納して、家庭等に供給する設備については、関係者以外の立入りを禁じ、又は、入口に施錠する等の対策を図る。

イ ガス供給管が破損したとき、直ちにバルブを閉止できる体制を講ずる。

6 消防機関の指導事項

(1) 地震防災応急計画の作成指導

地震防災応急計画の作成、変更及び警戒宣言発令時における計画の実施等について指導する。特に出火危険並びに不特定多数の者の出入する人命危険のある事業所等については警戒宣言の発令時に地震防災応急対策の実施状況を報告させるほか、出火防止対策を指導する。

(2) 地震防災応急計画策定義務者以外の事業所の指導

地震防災応急計画策定義務者以外の事業所等についても、前項に準じた計画を作成して火災の予防、被害の軽減対策を指導する。

(3) 家庭等における火災予防指導

地震発生時における火災予防について、特に石油ストーブ、ガス器具等出火危険のあるものの取扱いについて指導する。

(4) 指定可燃物等の火災予防指導

指定可燃物等については、本市火災予防条例に基づき措置するほか、地震時に予想される火災の予防等について指導する。

(5) 防火協会等の協力

危険物施設及び不特定多数の者の出入する施設並びにその他各事業所等については、防火協会の協力を求めて、火災予防及び安全対策の周知徹底を図る。

(6) 避難地周辺等の安全対策

広域避難地及び幹線避難路に近接する危険物施設については、避難者等の安全を確保するため、特に耐震性を検討し危険物の外部への流出防止等の安全措置を図る。

(7) プロパンガス消費設備の安全指導

ア ボンベの転倒防止対策

イ 地震時には配管等の切損のおそれがあるので、使用時以外は容器バルブの閉止の励行

ウ ボンベ直近に緊急遮断の可能な装置の設置

給油所における地震対策

自主防災組織との覚書（例示）

○ ○ 町 自 主 防 災 会 殿

店 名	給油所
住 所	
電 話	

当給油所は、消防法等の保安基準に従い、危険物の特性を知り、貯蔵、販売、管理を十分行っており、地域社会の信頼を得るため、訓練時及び災害発生時に於いて自主防災会との連携を深め、地域住民との一体化をめざすものです。

◎ 訓練時に於ける対応策

- 自主防災会の訓練に参加
- 二次災害防止のため内部施設の点検
- 計量機ホースノズル配管接続点検
- 消火設備の適正配置
- 火花を出す器具の有無点検
- 可燃物の放置の点検
- ローリー受入れ中止
- 地域住民に対しての安全 P R

◎ 警戒宣言発令時に於ける対応策

- 顧客に対しての給油制限
- 安全確保のためローリー受入れは中止
- 火気の使用中止
- 漏油防止策
- 給油所施設や配管の点検
- 陳列商品の転倒防止
- 地震情報収集と非常用備品の準備

◎ 地震発生時に於ける対応策

- 保安監督責任者は顧客や車両の安全確保と二次災害防止に全力をあげる
- 消火、救護活動に積極的に参加
- 情報収集体制に万全を期す
- 地震後の施設点検
- 緊急車両への給油支援
- 休業時（夜間、日、祭日）責任者は速やかに出動し防災にあたる。

以上、給油所対応策の重点項目を明記し、地震と云う異常事態でドライバーがパニック状態に陥るのを防ぎ、地域住民の不安を除き、地域社会との一体化をめざすものとする。

◎ 休業時（夜間、日、祭日）緊急連絡先、下記へご連絡下さい。

T E L ー

氏名

迄

消 防 部 活 動 計 画

この計画は、南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）が発表された場合の消防部の活動について定める。

1 臨時情報の受理及び伝達

- (1) 臨時情報の受理及び伝達については、別に定める「大規模地震に関する情報及び広報活動等実施要領」（資料 4-16）に基づいて行うものとする。
- (2) 富士市・富士宮市消防指令センター長は、臨時情報を受理したときは、消防部内における情報の共有を図る。

2 消防職員及び消防団員の動員

- (1) 消防職員の参集
消防職員は、職員参集基準（資料 1-11）に基づき、参集するものとする。
- (2) 消防団員の参集
消防団員は、別に定める「消防団員参集基準」に基づき、参集するものとする。
- (3) 参集場所
ア 消防職員は、各所属へ参集するものとする。ただし、予め参集場所を指定された職員は、指定場所へ参集するものとする。
イ 消防団員のうち団本部員は、警防本部へ、分団員は、所属分団詰所へ参集するものとする。
ウ 方面隊長は、出身分団詰所へ参集するものとする。
- (4) 参集報告
ア 消防職員
（ア） 班長は、班員の参集を確認し、指揮班長に通報する。
（イ） 指揮班長は、各班員の参集状況を警防本部長に報告する。
イ 消防団員
（ア） 分団長は、所属分団の参集を確認して方面隊長に報告する。
（イ） 方面隊長は、所属分団の報告をまとめて消防団長に報告する。
（ウ） 消防団長は、消防団員の参集状況を警防本部長に報告する。
- (5) 参集時の留意事項
ア 服装
（ア） 消防職員は、活動しやすい服装とする。
（イ） 消防団員は、活動服装（安全帽、活動帽、活動服、半長靴又は編上式半長靴）とする。
イ 携行品
手袋、水筒、その他必要と思われるもの。
消防職員は、職員証、免許証、各種資格証、着替え、飲料水、食料、ラジオ及び携帯電話などのほか身分を明らかにするもの、長期戦への備え及び情報入手・伝達手段などに留意した携行品を工夫し持参すること。
ウ 参集方法
原則として、徒歩又は二輪車とする。

3 体制

- (1) 臨時情報（巨大地震注意）
ア 勤務時間中に臨時情報（巨大地震注意）が発せられた場合は、警戒本部体制（災害警戒配備体制）となり、各所属で情報の収集及び共有、体制の確認等を行い、必要に応じて、警戒活動等を実施する体制をとる。

イ 勤務時間外に臨時情報（巨大地震注意）が発せられた場合は、警戒本部体制（災害警戒配備体制）となり、職員参集基準（資料 1-11）に基づき参集し、各所属で情報の収集及び共有、体制の確認等を行い、必要に応じて、警戒活動等を実施する体制をとる。

(2) 臨時情報（巨大地震警戒）

ア 勤務時間中に臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合は、警戒本部体制（本部第 1 次配備体制）となり災害対策本部が設置されるため、情報共有体制をとり、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する。

イ 勤務時間外に臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合は、警戒本部体制（本部第 1 次配備体制）となり災害対策本部が設置されるため、職員参集基準（資料 1-11）に基づき参集し、情報共有体制をとり、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する。

ウ 各班は、警防本部の設置の準備を行う。

(2) 警防本部の設置

ア 消防防災庁舎 3 階作戦指令室兼会議室又は研修室に警防本部を設置する。

イ 警防本部の長は、消防長とする。

ウ 消防長は、警防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

エ 警防本部は、警戒本部又は災害対策本部の本部会議において協議された事項のうち、消防部に係る事項について協議決定を行う。

オ 警防本部の組織及び任務分担は、資料 9-1 のとおりとする。

(3) 消防部隊の編成

ア 消防署隊

(ア) 各署に署警防本部を設置し、消防班（第 1 消防班・第 2 消防班）を編成する。

(イ) 消防班は、第 1 活動班、第 2 活動班及び活動支援班から成り、各活動班に指揮隊を置く。

(ウ) 消防班の編成は、資料 9-2 のとおりとする。

(エ) 指揮隊、消防小隊及び救助隊は、署の状況による編成とし、救急隊は、隊長以下 3 人編成を原則とする。

(オ) 消防班長は、職員の参集報告がありしだい署隊の編成を指示する。

イ 消防団隊

(ア) 消防団隊（以下「団隊」という。）は、7 方面隊編成とし、分団ごとにポンプ車隊、可搬ポンプ隊を編成する。

(イ) 団隊に指揮隊を置く。

(ウ) 方面隊拠点に連絡班（連絡員及び伝令）を置く。

(エ) 団隊の編成は、資料 9-3 のとおりとする。

(オ) ポンプ車隊は、隊長以下 8 人編成とし、可搬ポンプ隊は、隊長以下 5 人編成を原則とする。

(カ) 消防団長は、団員の参集と同時に団隊の編成を行う。

4 消防部隊の措置及び活動

(1) 署隊

ア 車両等の安全確保

地震により建物倒壊の恐れのある署所又は津波避難指定区域内にある署所は、消防車両、可搬ポンプ等を署所の安全な場所へ移動させる。

イ 車両等の点検

消防車両、可搬ポンプ等の点検を行い、燃料、積載品等の確認を行う。

ウ 警防資機材の増強積載等

(ア) 指定された消防車は、可搬ポンプを積載する。

(イ) 消防車は必要に応じ、予備ホースを積載する。

(ウ) 消防車は、救助資機材の増強を行う。

(エ) 救急車は、救急資器材の増強を行う。

(オ) 非常用車両は、指定された用途に従った資機材を積載する。

- (カ) ゴムボート、船外機等の組み立てを行う。
- エ 水利の確保
予め使用計画された河川等の水利確保準備を行う。
- オ 広報
消防班は、木造住宅密集地を重点に出火防止広報を実施する。
- カ 指揮隊
各小隊の出動体制を確保する。
- (2) 団隊
 - ア 車両等の安全確保
地震により建物倒壊の恐れのある分団は、消防車、可搬ポンプ等を屋外の安全な場所へ移動させる。
 - イ 車両等の点検
消防車、可搬ポンプ等の点検を行い、燃料、積載品の確認を行う。
 - ウ 警防資機材の増強積載
 - (ア) 予備ホースを消防車に積載する。
 - (イ) 破壊器具を消防車に積載する。
 - エ 広報
 - (ア) 受持区域内の出火防止広報を行い、必要に応じて、住民の指導を行う。
 - (イ) 避難対象地区の避難広報及び避難確認パトロールを行う。
 - オ 指揮隊
各方面隊の出動体制を確認する。

5 消防部隊の配置

- (1) 消防署隊
消防署隊は、原則として各署所において、警戒にあたるものとする。
- (2) 消防団隊
消防団隊は、原則として各詰所において、警戒にあたるものとする。

6 通信の確保

- (1) 災害対策本部その他防災機関との連絡
 - ア 災害対策本部との連絡は、有線電話又は消防無線で行う。
 - イ 警防本部と署所の通信は、可能なかぎり消防電話を使用する。
- (2) 無線通信統制
警防本部の設置と共に、必要に応じて無線通信統制を実施する。
- (3) 消防団
分団隊は、受令機を開局し、警防本部からの指令等の受信に努める。

7 情報の収集及び処理

- (1) 応急計画実施事業所の実施状況の確認及び指導
 - ア 出火危険のある事業所（予防規程義務制定事業所及びLPG充填所）及び人命危険のある店舗（消防法施行令別表第1の（4）項）並びに病院等（同別表第1の（6）項イ）について当該計画の実施状況を報告させる。ただし、報告が遅滞したとき、又は必要とするときは情報班が報告を求める。
 - イ 報告は、電話又は伝令による。
 - ウ 報告事項は、別に定める報告様式による。
 - エ 実施状況が当該応急計画に反していると認められるときは、消防法第8条第4項により必要な措置を実施させる。
- (2) 情報の収集

情報班は、消防活動に必要な次の事項について、迅速確実な情報を収集するものとする。

- ア 鉄道、バス等の運行状況
- イ ガス、電気、水道等の状況（供給状況、規制状況）
- ウ 通信施設の確保状況
- エ 医療機関の状況（入院患者数、負傷者の収容力等）
- オ 自主防災組織の対応状況
- カ 道路の交通規制状況
- キ その他必要な事項

(3) 発震時における広報

- ア 消防班は、木造住宅密集地を重点に出火防止広報を実施する。
- イ 消防団隊は、受持区域内を巡回し、出火防止広報を行う。この場合、自主防災会と連携を密にし、自主防災会の初期消火、応急救護体制の指導を行う。
- ウ 避難対象地区を受け持つ分団は、当地区の避難広報及び避難確認パトロールを行う。

8 その他

(1) 署所において取るべきその他の措置

- ア 室内物品の転倒及び落下防止措置を講ずる
- イ 発震時の職員の安全確保
- ウ 庁舎用非常電源を点検する。
- エ 火気の使用は最小限度とし、都市ガス、L P Gの使用時以外はホルダーバルブ、ボンベバルブ等を締めておくこと。
- オ 飲料水、食料、炊事用燃料等を点検し確保する。
- カ 応急救護のための資器材を点検し、準備する。
- キ 高所見張箇所を定め、その要員を指定しておく。

(2) 分団において取るべきその他の措置

- ア 室内物品の転倒及び落下防止措置を講ずる。
- イ 車庫の扉、シャッターを開放する。
- ウ 発震時の団員の安全確保
- エ 詰所用非常電源を点検する。
- オ 火気の使用は最小限度とし、都市ガス、L P Gの使用時以外はホルダーバルブ、ボンベバルブ等を締めておくこと。
- カ 飲料水、食料、炊事用燃料等を点検し確保する。
- キ 応急救護のための資器材を点検し、準備する。